



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次（\*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則

- \*47 職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 ..... 1
- \*48 教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 ..... 2
- \*49 警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 ..... 2
- \*50 職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 ..... 3
- \*51 教育職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 ..... 3
- \*52 警察官の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 ..... 4
- \*53 職員の特勤手当に関する規則の一部を改正する規則 ..... 4
- \*54 警察官の特勤手当に関する規則の一部を改正する規則 ..... 4

○ 教育委員会規則

- \*19 市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 ..... 5
- \*20 市町村立学校職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 ..... 5

○ 告示

- 514 随意契約の相手方の決定 (広報課)..... 6
- 515 平成19年和歌山県告示第233号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17の規定に基づく指定区域の指定）の一部改正 (循環型社会推進課)..... 6
- 516 県営土地改良事業計画の決定 (農業農村整備課)..... 7
- 517 公共測量の終了 (技術調査課)..... 7

## 人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第47号

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年5月6日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号を次のように改める。

(2) 切替日以降に降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。次条第1項第2号において同じ。）をした職員

第1条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 降号（職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。次条第1項第2号において同じ。）をした職員

第2条第1項中「で、改正条例附則第9項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員」を削り、同項第2号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

降格をした場合（第5号に掲げる場合を除く。）又は降号をした場合 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合に同日において受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格又は降号を2回以上した場合には、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 和歌山県人事委員会規則第48号

教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年5月6日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「基準級（切替日の前日においてその者が属していた職務の級）より下位の職務の級に」を削り、「以下同じ」を「次条第1項第2号において同じ」に改め、同条第5号を同条第6号とし、同条第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 降号（職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。次条第1項第2号において同じ。）をした職員

第2条第1項中「で、改正条例附則第8項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員」を削り、同項第2号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

降格をした場合（第5号に掲げる場合を除く。）又は降号をした場合 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合に同日において受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格又は降号を2回以上した場合には、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額

第2条第1項第3号中「改正前初任給規則」を「初任給改正規則による改正前の初任給規則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 和歌山県人事委員会規則第49号

警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年5月6日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号を次のように改める。

- (1) 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）以降に降格（警察官の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。次条第1項第1号において同じ。）をした警察官  
第1条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。
- (2) 降号（警察官の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。次条第1項第1号において同じ。）をした警察官

第2条第1項中「で、改正条例附則第9項の規定による給料を支給される警察官との権衡上必要があると認められる警察官」を削り、同項第1号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

降格をした場合（第4号に掲げる場合を除く。）又は降号をした場合 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額に次に掲げる警察官の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合に同日において受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格又は降号を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額

第2条第1項第2号中「改正前初任給規則」を「初任給改正規則による改正前の警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第3号）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 和歌山県人事委員会規則第50号

職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年5月6日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成27年和歌山県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 降号（職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。次条第1項第2号において同じ。）をした職員

第2条第1項第2号中「除く。）」の次に「又は降号をした場合」を、「当該降格」の次に「又は降号」を、「（降格）」の次に「又は降号」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 和歌山県人事委員会規則第51号

教育職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年5月6日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

教育職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成27年和歌山県人事

委員会規則第25号)の一部を次のように改正する。

第1条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 降号(職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。次条第1項第2号において同じ。)をした職員

第2条第1項第2号中「除く。)」の次に「又は降号をした場合」を、「当該降格」の次に「又は降号」を、「(降格)の次に「又は降号」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

#### 和歌山県人事委員会規則第52号

警察官の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年5月6日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

警察官の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

警察官の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成27年和歌山県人事委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 降号(警察官の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。次条第1項第1号において同じ。)をした警察官

第2条第1項第1号中「除く。)」の次に「又は降号をした場合」を、「当該降格」の次に「又は降号」を、「(降格)の次に「又は降号」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

#### 和歌山県人事委員会規則第53号

職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年5月6日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特地勤務手当に関する規則(昭和58年和歌山県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別記様式(裏面)中「原則として実測によるものとする。ただし、通勤手当を認定する際に使用するソフトウェア(3(1)において「認定ソフトウェア」という。)の使用による測定も可能とする」を「国土地理院が提供する電子地図その他の地図又はこれらの地図に係る測量法(昭和24年法律第188号)第29条若しくは第30条第1項の規定に基づく国土地理院の長の承認を経て提供された電子地図その他の地図を用いて行うことができる」に、「原則として実測によるものとする。ただし、認定ソフトウェアの使用による測定も可能とする」を「1(7)後段の例により行うことができる」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

#### 和歌山県人事委員会規則第54号

警察官の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年5月6日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

## 警察官の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

警察官の特地勤務手当に関する規則（昭和58年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式（裏面）中「原則として実測によるものとする。ただし、通勤手当を認定する際に使用するソフトウェア（3（1）において、「認定ソフトウェア」という。）の使用による測定も可能とする」を「国土地理院が提供する電子地図その他の地図又はこれらの地図に係る測量法（昭和24年法律第188号）第29条若しくは第30条第1項の規定に基づく国土地理院の長の承認を経て提供された電子地図その他の地図を用いて行うことができる」に、「原則として実測によるものとする。ただし、認定ソフトウェアの使用による測定も可能とする」を「1（7）後段の例により行うことができる」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 教育委員会規則

## 和歌山県教育委員会規則第19号

市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年5月6日

和歌山県教育委員会教育長 宮下 和己

## 市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年和歌山県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「基準級（切替日の前日においてその者が属していた職務の級）より下位の職務の級に」を削り、「以下同じ」を「次条第1項第2号において同じ」に改め、同条第5号を同条第6号とし、同条第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 降号（職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。次条第1項第2号において同じ。）をした職員

第2条第1項中「で、改正条例附則第8項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員」を削り、同項第2号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

降格をした場合（第5号に掲げる場合を除く。）又は降号をした場合 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合に同日において受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格又は降号を2回以上した場合には、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額

第2条第1項第3号中「改正前初任給規則」を「初任給改正規則による改正前の初任給規則」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 和歌山県教育委員会規則第20号

市町村立学校職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年5月6日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

市町村立学校職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成27年和歌山県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 降号（職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。次条第1項第2号において同じ。）をした職員

第2条第1項第2号中「除く。）」の次に「又は降号をした場合」を、「当該降格」の次に「又は降号」を、「（降格）の次に「又は降号」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第514号

平成28年度県政広報テレビ番組の制作及び放送事業の委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成28年5月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
平成28年度県政広報テレビ番組の制作及び放送事業の一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県広報課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成28年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社テレビ和歌山  
和歌山市栄谷151番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
168,972,254円（うち消費税及び地方消費税の額12,516,463円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
特例政令第11条第1項第1号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

### 和歌山県告示第515号

平成19年和歌山県告示第233号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17の規定に基づく指定区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年5月6日

表に次のように加える。

40	紀美野町	神野市場字南山	650番1の一部	規則第12条の31第2号
		神野市場字南山	653番の一部	
		神野市場字南山	654番1の一部	
		神野市場字南山	655番の一部	
		神野市場字南山	662番の一部	
		樋下字大原	194番2の一部	

#### 和歌山県告示第516号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営ため池等整備事業極河池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成28年5月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成28年5月9日から同年6月3日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、海草振興局農林水産振興部農地課、海南市まちづくり部建設課及び紀美野町建設課

#### 和歌山県告示第517号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき国土交通省紀南河川国道事務所長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成28年5月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 作業の種類 公共測量（空中写真撮影及び写真地図作成）

2 作業期間 平成28年1月5日から同年3月29日まで

3 作業地域 和歌山県新宮市熊野川流域